

第2号議案 定款変更（案）承認の件

定款変更（案）について

1 定款の変更について

令和7年公益法人制度改正（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）により、外部理事・外部監事の選任が公益認定基準になったことに伴う定款の変更と、同法律に総会の決議の過半数の定めがないことより議決権を3分の1に変更すること、令和7年4月より提要在始まる新公益法人会計基準に適応するように変更を提案します。

① 第12条 4 （権限）

（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書 の部分を削除する

② 第17条 （決議）

議決権の過半数を → 3分の1 に変更する

③ 第20条 （役員を選任）

必要に応じて、総会の決議によって会員以外の者から選任することができる
と追加し、3項 を削除する

④ 第40条 4 （正味財産増減計算書） の部分を削除する

5 （正味財産増減計算書） の部分を削除する